

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験を拡充します

国土交通省では、新たに新橋駅付近の国道15号の道路上にカーシェアリングステーション^{※1}（ST）を設置し、3月13日（火）から運用を開始します

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、地下鉄大手町駅に近接した国道1号の道路上にSTを設置し、その有用性等を検証する社会実験を平成28年12月から実施しています。

今般、国道1号の大手町駅付近のSTに加え、新たに新橋駅付近の国道15号の道路上にSTを設置し、3月13日（火）から運用を開始します。

【新たに設置するSTの概要】

- 新しいSTの運用期間
平成30年3月13日（火）12時 ~ 平成31年3月下旬（予定）
- 新しいSTの設置箇所（別紙参照）
東京都港区新橋4丁目 国道15号の新橋駅付近（新橋駅最寄の改札から約120m）
- 実験参加者
パーク24株式会社
- 運営車両
COMS、i-ROAD（道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車）
- 運営方法
ワンウェイトリップ方式^{※2}

※デモンストレーションの実施

新しいSTの運用開始に先立ち、デモンストレーションを行います。

- ・日時：3月13日（火）10時～
- ・場所：上記新しいSTの設置箇所
- ・取材をご希望される方は、下記の関東地方整備局東京国道事務所までご連絡下さい。

※1 カーシェアリング用の貸出し・返却拠点

※2 複数箇所設置されたステーションのうち、どこでも貸出し・返却が可能な方式。本実験では、実験参加者にて運用中の「Times Car PLUS × Ha:mo」のステーションを活用して実施する。

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 課長補佐 おおえのき けん 大榎 謙
代表 03-5253-8111（内線 38104）直通 03-5253-8907 FAX 03-5253-1622

[詳細はこちら]

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 さんじょう けんいち 三條 憲一
代表 03-3512-9090（内線 471） FAX 03-3512-9889

位置図



カーシェアリング
ステーション
設置箇所

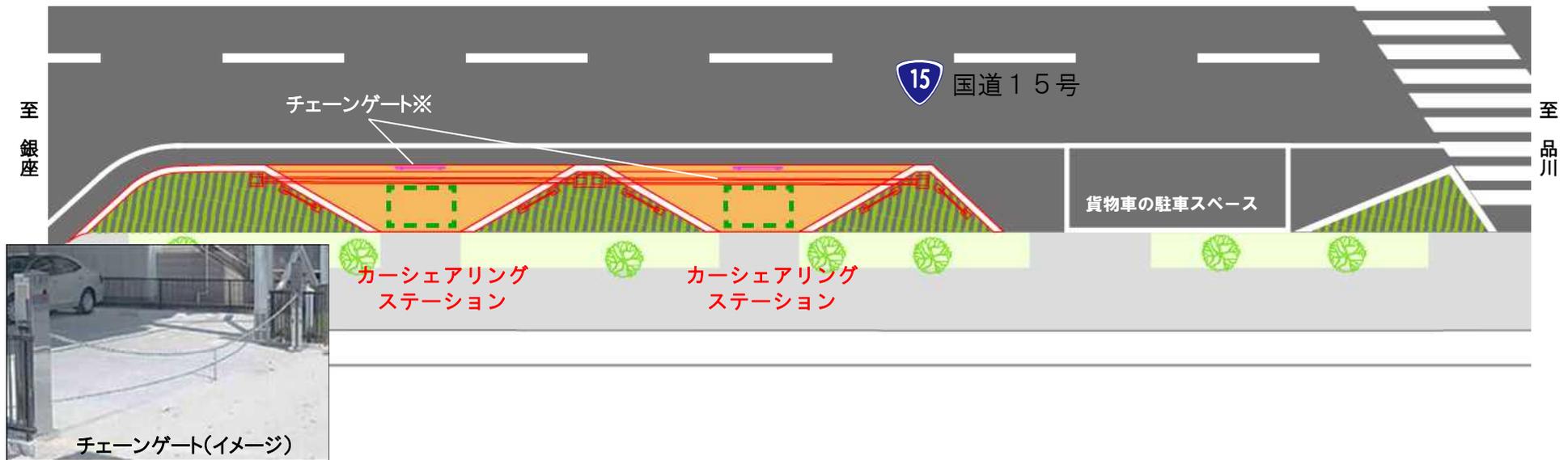
※国土地理院の電子地形図25000を掲載

— カーシェアリングステーション設置箇所

拡大図



カーシェアリングステーションのイメージ

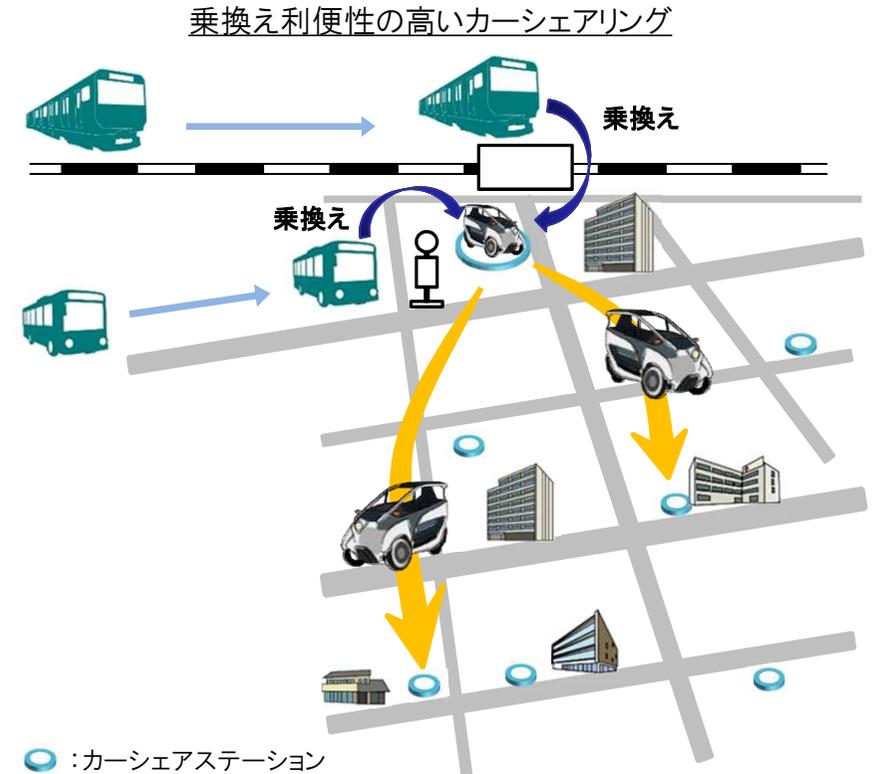


※金属製のチェーンが機械式で昇降するもの

○公共交通からの乗換え利便性の高い路上に小型モビリティ用のステーションを設置し、ステーションを設置するための留意事項等について検証する。

実験概要

- 実施期間:平成28年12月20日(火)
～平成31年3月下旬(予定)
- 実施箇所:東京都千代田区丸の内1丁目 国道1号の道路上(継続)
東京都港区新橋4丁目 国道15号の道路上(新規)
- 運営車両:COMS、i-ROAD
(道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車)
- 運営方法:ワンウェイトリップ方式※
- 実施主体:道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会
(国交省、警視庁、東京都、千代田区、港区、有識者、パーク24(株)、
一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会)
- 主な検証項目:
 - ・道路上にSTを設置する必要性が認められる条件
 - ・STに必要な設備、施設の設置計画・設計に係る留意事項
 - ・設置手続き、運営にあたっての留意事項 等



運営車両



COMS



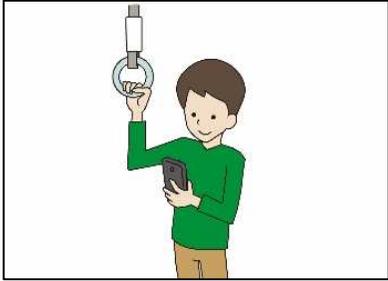
i-ROAD

※複数箇所設置された貸出し・返却拠点(ステーション)のうち、どこでも貸出し・返却が可能な方式
実験参加者が別途運用中の「Times Car PLUS × Ha:mo」のステーションを活用

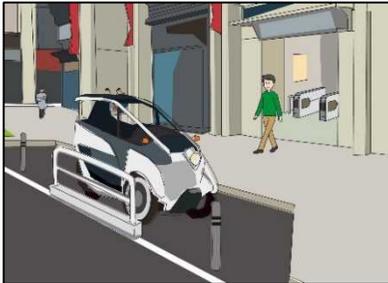
道路空間を活用した小型モビリティによるカーシェアリング社会実験 利用イメージ

利用の手順

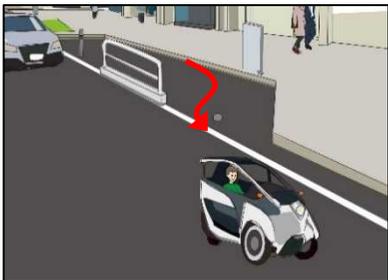
①利用登録



②駅近くで乗換え



③カーシェアで移動



カーシェアステーション

車両台数108台が利用可能で、都内102ステーションにて小型モビリティのワンウェイ貸出し・返却が可能



道路空間を活用したカーシェアリング社会実験の課題整理

- ・ 道路上にS Tを設置する必要性が認められる条件
- ・ S Tに必要な設備、施設の設置計画・設計に係る留意事項
- ・ 設置手続き、運営にあたっての留意事項 等



必要な項目について検証を実施



検証結果を踏まえて、
S T設置のための留意事項等を整理しとりまとめ

(参考)

- ・ シェアサイクルやカーシェア等を公共交通を補完する交通手段として位置付け、道路空間上へのシェアポートの設置も含め、利活用を推進することが必要
- ・ 公共交通を補完する交通として、普及が拡大するカーシェアリングを含め、シェアリングの活用を促進する必要がある。（社会資本整備審議会 道路分科会 建議（H29.8.22））

